

公益財団法人 須賀川市スポーツ振興協会  
評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人須賀川市スポーツ振興協会(以下「協会」という。)定款(以下「定款」という。)第15条及び第32条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員 定款第12条に定める評議員をいう。
- (2) 役員 定款第26条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員 役員のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外のものをいう。
- (5) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、評議員及び役員(以下「役員等」という。)に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員には、別表第1に基づき報酬及び手当を支給する。
- 3 非常勤役員等に対する報酬は、別表第2に定める金額を、評議員会、理事会又は監査への出席等、その都度支払うものとする。ただし、国又は地方公共団体の職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)の身分を有する役員等には支給しない。
- 4 第2項に定める報酬等の支給日、支給方法、報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、協会職員給与規程(以下「給与規程」という。)の適用を受ける常勤職員の例による。

(費用)

第4条 協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法及び支給方法は給与規程に準じる。

(公表)

第5条 協会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。  
ただし、同日以降新任の者に適用する。

別表第1(第3条第2項関係)

常勤役員の報酬及び手当

区 分	金 額
報 酬	須賀川市の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する再任用職員の3級の額とする。
期末勤勉手当	計算方法は、給与規程に準じる。

別表第2(第3条第3項関係)

非常勤役員等の報酬

区 分	金 額
評 議 員	会議等出席の都度1回当たり1人 7,000円
理 事	会議等出席の都度1回当たり1人 7,000円
監 事	会議等出席の都度1回当たり1人 7,000円